

平成26年9月第33回互理町議会定例会会議録（第5号）

○ 平成26年9月11日第33回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 渡邊重益

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

15番 高橋晃 16番 鞠子幸則

17番 佐藤實 18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐 藤 浄	企 画 財 政 課 長	吉 田 充 彦
用 地 対 策 課 長	佐 藤 雅 徳	税 務 課 長	佐 藤 邦 彦
町 民 生 活 課 長	牛 坂 昌 浩	福 祉 課 長	阿 部 清 茂
被 災 者 支 援 課 長	西 山 茂 男	健 康 推 進 課 長	佐々木 利 久
農 林 水 産 課 長	齋 藤 幸 夫	商 工 観 光 課 長 兼 わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長	酒 井 庄 市
都 市 建 設 課 長	佐 々 木 人 見	都 市 建 設 課 専 門 官	市 川 仁
復 興 ま ち づ くり 課 長	千 葉 英 樹	上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	鈴 木 久 子	教 育 長	岩 城 敏 夫
学 務 課 長	鈴 木 邦 彦	生 涯 学 習 課 長	熊 澤 一 弘
農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 地 和 彦	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 藤 浄
代 表 監 査 委 員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	庶 務 班 長	丸 子 城
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第5号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第 1号 平成25年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 平成25年度亶理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 平成25年度亶理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 平成25年度亶理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 平成25年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 平成25年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 平成25年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 8号 平成25年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 9号 平成25年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第10号 平成25年度亶理町水道事業会計決算認定について
(以上10件一括議題・総括質疑・特別委員会付託)

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、16番 鞠子幸則議員、17番 佐藤 實議員を指名いたします。

日程第2 認定第1号 平成25年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定についてから

日程第11 認定第10号 平成25年度亙理町水道事業会計決算認定についてまで

（以上10件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第2、認定第1号 平成25年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第11、認定第10号 平成25年度亙理町水道事業会計決算認定についてまでの以上10件を一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 認定第1号から認定第9号までの9件について会計管理者から提案理由の説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

会計管理者兼会計課長（鈴木久子君） それでは、平成25年度亙理町一般会計並びに各種特別会計歳入歳出決算概要についてご説明申し上げます。

お手元に決算概要説明書をご準備いただきたいと思います。

認定第1号 平成25年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定から認定第9号 平成25年度亙理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定まで、一括してその概要についてご説明申し上げます。

最初に、認定第1号 平成25年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成25年度の一般会計決算額は、過去最大規模であった平成24年度決算額を下回り、前年度決算額との比較では歳入総額で30.1%、歳出総額で30.8%の減額となり

ましたが、東日本大震災からの復旧・復興事業費により、震災前の決算規模と比較すると依然として増大している状況であります。

まず、歳入から申し上げます。

予算現額545億9,770万7,000円、調定額542億1,964万9,000円、収入済額536億8,051万8,000円。不納欠損額は町税と分担金及び負担金と諸収入で1,428万4,000円。収入未済額は5億2,484万7,000円で、主なものは町税の1億8,122万7,000円と東日本大震災に伴う災害公営住宅整備事業に係る町債の2億6,800万円であります。

歳入決算額536億8,051万8,000円を一般財源と特定財源に区分すると、一般財源は173億988万5,000円、特定財源は363億7,063万3,000円となっております。

また、自主財源と依存財源別では、自主財源が237億7,067万8,000円で、決算額に対し44.3%、依存財源が299億984万円で、決算額に対し55.7%となっております。

歳入決算の主なものとして、町税については全ての税目で増加しており、特に固定資産税、町たばこ税が増加したことから、前年度比11%増の32億4,017万3,000円、地方譲与税は前年比4.5%減の1億4,975万7,000円、地方交付税は、東日本大震災に係る震災復興特別交付税の減少により、前年度比32.8%減の66億9,658万7,000円、国庫支出金は、東日本大震災復興関連交付金の大幅な減少により前年度比46.9%減の178億2,311万5,000円。県支出金についても、国庫支出金と同じく東日本大震災復興関連交付金の減少により、前年度比72.9%減の40億455万円。財産収入は、土地売払収入等により前年度比5.1%増の1億5,188万5,000円。繰入金の主なものは、復旧・復興事業に充てる財源として東日本大震災復興交付金基金等からの繰り入れで、前年度比6.3%減の115億1,945万円。繰越金は、平成24年度から本格化した復旧・復興事業の繰り越しによる充当財源の繰り越しにより前年度比1,404.9%増の80億7,750万5,000円。町債は、平成24年度において補償金免除繰り上げ償還に係る借りかえを行った影響により、28%減の8億5,680万円となっております。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額545億9,770万7,000円、支出済額472億7,977万6,000円、翌年度繰越額53億9,875万6,000円、不用額19億1,917万5,000円で、執行率は86.6%であります。

目的別の歳出構成比は、前年度に引き続き東日本大震災の影響が顕著にあらわれており、災害復旧費35.9%、土木費20%、農林水産業費16.9%。総務費9.6%、民生費6.9%の順となっております。このうち災害復旧費については、災害瓦れき処理や小中学校等各種公共施設の復旧費用などにより、前年度比3.1%増の169億8,762万1,000円となりました。

また、土木費については、東日本大震災からの復旧・復興事業の影響により、前年度比100.3%増の94億4,054万4,000円、農林水産業費についても、いちご団地造成事業など復興関連事業の増加により、前年度比32.9%増の80億1,615万1,000円となりました。

これらの歳出を性質別に分けると、義務的経費は43億5,578万円で、歳出総額の9.2%、投資的経費については普通建設事業費が157億8,301万2,000円、災害復旧費が169億8,762万1,000円で、合わせて69.3%、その他の経費は101億5,336万3,000円で、21.5%の割合となっております。

実質収支について申し上げます。

歳入総額536億8,051万8,000円、歳出総額472億7,977万6,000円、歳入歳出差引額は64億74万2,000円となりました。繰越明許費繰越額と事故繰越繰越額として翌年度へ繰り越すべき財源50億9,253万9,000円を控除しますと、実質収支額は13億820万3,000円となりました。

このうち12億5,800万円を地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金へ積み立て、残額の5,020万3,000円は平成26年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第2号 平成25年度亘理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、国民健康保険被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行う国民健康保険事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額42億7,899万円、調定額46億6,282万3,000円、収入済額44億6,270万5,000円。不納欠損額は、国民健康保険税で1,296万円。収入未済額1億8,715万8,000円は、国民健康保険税の未収金であります。

また、予算現額と収入済額との比較では1億8,371万5,000円の増で、調定額に対

する収入率は95.7%となっております。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額42億7,899万円、支出済額40億8,690万4,000円、不用額は1億9,208万6,000円で、執行率は95.5%であります。

歳出で主なものは、保険給付費の26億673万2,000円で、歳出構成比の63.8%、後期高齢者支援金等が5億1,364万円で、12.6%であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額44億6,270万5,000円、歳出総額40億8,690万4,000円、歳入歳出差引額は3億7,580万1,000円で、実質収支額も同額であります。

このうち、3億7,000万円を地方自治法第233条の2の規定により国民健康保険事業財政調整基金へ積み立て、残額の580万1,000円は平成26年度へ繰り越すことになりました。

次に、認定第3号 平成25年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、町内に居住もしくは生活の基盤を置く高等学校、大学等の学生を対象として、向学心があり、学業、人物ともに優秀かつ健康であって学費の支弁が困難と認められた方へ奨学金を貸与し、有能な人材育成を目的とした奨学金貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額1,054万7,000円、調定額2,742万2,000円、収入済額1,585万8,000円。収入未済額1,156万4,000円は、奨学金貸付金収入の未収金であります。

予算現額と収入済額との比較では、531万1,000円の増となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額1,054万7,000円、支出済額697万円、不用額357万7,000円となっております。貸付者数は19人、貸付額は579万6,000円となりました。執行率は66.1%であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額1,585万8,000円、歳出総額697万円、歳入歳出差引額は888万8,000円で、実質収支額も同額であります。

このうち880万円を地方自治法第233条の2の規定により奨学教育基金へ積み立

て、残額の8万8,000円は平成26年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第4号 平成25年度亘理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、生活環境の整備と公衆衛生の向上、さらに公共用水域の水質保全を目的とした公共下水道事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

下水道使用料については、公共下水道を使用する人口が増加したことにより、前年対比で1,420万3,000円の増加となりました。

予算現額27億5,229万円、調定額27億8,918万9,000円、収入済額24億2,446万4,000円。収入未済額3億6,472万5,000円は、東日本大震災による災害復旧事業に係る国庫支出金3億2,515万3,000円と受益者負担金及び下水道使用料並びに町債であります。

予算現額と収入済額との比較では、3億2,782万6,000円の減。調定額に対する収入率は86.9%であります。

続いて、歳出について申し上げます。

歳出の主なものは、災害復旧費と公共下水道、流域下水道の事業費、それに公債費であります。予算現額27億5,229万円、支出済額22億8,600万1,000円、翌年度繰越額4億4,477万6,000円、不用額2,151万3,000円、執行率は83.1%となりました。

実質収支について申し上げます。

歳入総額24億2,446万4,000円、歳出総額22億8,600万1,000円、歳入歳出差引額は1億3,846万3,000円となりました。

繰越明許費繰越額として翌年度へ繰り越すべき財源1億52万3,000円を控除しますと、実質収支額は3,794万円となりました。

3,794万円は、平成26年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第5号 平成25年度亘理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、公共用地取得事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額512万7,000円、調定額と収入済額は同額の508万5,000円。

歳入の主なものは、長瀨小学校用地取得費の償還金として、一般会計からの繰入金500万円であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額512万7,000円、支出済額505万4,000円、不用額7万3,000円。支出済額は、全額が土地開発基金への繰出金であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額508万5,000円、歳出総額505万4,000円、歳入歳出差引額は3万1,000円で、実質収支額も同額であります。

3万1,000円は、平成26年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第6号 平成25年度亙理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、介護保険被保険者の要介護状態または要支援状態の方々に対して、必要な保険給付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額25億2,168万円、調定額24億9,502万6,000円、収入済額24億8,600万4,000円。不納欠損額は、介護保険料で161万円。収入未済額741万2,000円は、介護保険料の未収金であります。

歳入の主なものは、介護保険料4億7,460万9,000円、国庫支出金5億6,921万6,000円、支払基金交付金6億7,988万6,000円、県支出金3億4,787万3,000円、繰入金4億1,145万2,000円であります。

予算現額と収入済額との比較では、3,567万6,000円の減となりました。調定額に対する収入率は99.6%であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額25億2,168万円、支出済額24億4,328万1,000円で、執行率は96.9%となっております。

歳出で主なものは保険給付費23億4,292万7,000円で、支出済額の95.9%を占めております。

実質収支について申し上げます。

歳入総額24億8,600万4,000円、歳出総額24億4,328万1,000円、歳入歳出差引額は4,272万3,000円で、実質収支額も同額であります。

このうち4,000万円を地方自治法第233条の2の規定により介護保険給付準備基金へ積み立て、残額の272万3,000円は平成26年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第7号 平成25年度わたり温泉島の海特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、わたり温泉島の海事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

わたり温泉島の海は、平成24年度に引き続き東日本大震災以降営業を休止しており、利用収入はありませんでした。

予算現額12億7,961万5,000円、調定額と収入済額は同額の12億7,919万9,000円となりました。

歳入の主なものは、一般会計繰入金の9億5,880万1,000円で、当施設の地方債の一括繰り上げ償還を行うため繰り入れしております。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額12億7,961万5,000円、支出済額12億7,890万4,000円、不用額71万1,000円、執行率は99.9%であります。

歳出の内訳は、管理運営費2億6,642万8,000円、基金積立金1,352万3,000円、公債費9億9,895万3,000円であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額12億7,919万9,000円、歳出総額12億7,890万4,000円、歳入歳出差引額は29万5,000円で、実質収支額も同額であります。

このうち20万円を地方自治法第233条の2の規定により、わたり温泉島の海運営基金へ積み立て、残額の9万5,000円は平成26年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第8号 平成25年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、75歳以上の方と65歳以上で一定の障害があると認められた方を対象とした後期高齢者医療給付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置され

た特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額 2 億9,019万8,000円、調定額 2 億8,920万8,000円、収入済額 2 億8,726万2,000円。不納欠損額は、後期高齢者医療保険料で23万4,000円。収入未済額171万2,000円は、後期高齢者医療保険料の未収金であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額 2 億9,019万8,000円、支出済額 2 億8,564万4,000円、不用額455万4,000円で、執行率は98.4%であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額 2 億8,726万2,000円、歳出総額 2 億8,564万4,000円、歳入歳出差引額は161万8,000円で、実質収支額も同額であります。

161万8,000円は、平成26年度へ繰り越すことにいたしました。

最後に、認定第9号 平成25年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、工業用地等造成事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額 1 億6,019万1,000円、調定額と収入済額は同額の 1 億5,234万4,000円です。

予算現額と収入済額との比較では784万7,000円の減となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額 1 億6,019万1,000円、支出済額 1 億5,224万3,000円、不用額794万8,000円で、執行率は95%であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額 1 億5,234万4,000円、歳出総額 1 億5,224万3,000円、歳入歳出差引額は10万1,000円で、実質収支額も同額であります。

10万1,000円は、平成26年度へ繰り越すことにいたしました。

以上で、認定第1号 平成25年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第9号 平成25年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定までの概要説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては関係課長からお答えいたしますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（安細隆之君） 会計管理者の説明が終わりました。

次に、認定第10号について、上下水道課長から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、お手元の亘理町水道事業会計決算概要説明書の1ページをお開きいただきます。

認定第10号 平成25年度亘理町水道事業会計決算の概要についてご説明いたします。

水道事業経営につきましては、安全で安心な水道水を低廉・安定的に供給することに意を用い、公営企業の独立採算制を踏まえて、経営の健全化・効率化に鋭意努力してまいりました。結果、当年度収支につきましては1億6,532万3,878円の純利益を計上することになりました。

また、資金面においては、現金支出を伴わない経費であります減価償却費等が1億4,176万1,161円費用化されておりますが、実質現金収支での現金預金残高は前年度より1億834万3,221円増の6億5,740万7,197円となりました。

それでは、平成25年度における業務内容であります。年度末給水戸数は1万1,394戸で、前年度より166戸、率にして1.48%増加し、給水人口は3万3,558人で、前年度より23人、率にして0.07%増加しております。なお、普及率は前年度と同じ98.9%となっております。

また、年間の有収水量は、11万806立方メートル増の326万4,016立方メートル、1日平均にしますと8,943立方メートルとなります。有収率は前年度より2.54ポイント増の88.72%となっております。

次に、決算報告書の内容ですが、収益的収入及び支出から申し上げます。

まず収入ですが、水道事業収益では、予算額9億664万円に対して決算額9億3,981万4,875円で、3,317万4,875円の増となっております。

なお、給水収益である水道料金は、前年度と比較して2,599万4,655円増、率にして3.34%の増となっており、営業外収益のうち加入金が前年度と比較して4,963万3,500円、率にして75.43%の大幅な増となっております。

続いて、支出では、最少の経費で最大の効果を上げることに意を用い事業経営に

当たった結果、水道事業費用では、予算額 8 億 57 万円に対して決算額 7 億 6,943 万 7,204 円で、3,113 万 2,796 円の不用額となっております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入ですが、予算額 2 億 7,349 万 5,000 円に対して決算額 2 億 7,338 万 5,530 円で、10 万 9,470 円の減となっております。

また、資本的支出では、予算額 4 億 7,127 万円に対して決算額 4 億 5,095 万 1,606 円で、2,031 万 8,394 円の不用額となっております。

したがいまして、資本的収入額が資本的支出額に対して 1 億 7,756 万 6,076 円不足しておりますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 737 万 5,315 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 1,310 万 1,592 円、過年度分損益勘定留保資金 5,708 万 9,169 円で補填した次第であります。

以上までの決算報告については、消費税及び地方消費税込みの額でそれぞれ決算書の備考欄に付記いたしております。

次に、経営状態であります。損益計算書に示してありますように、当年度は 1 億 6,532 万 3,878 円の純利益を計上することになりました。純利益が生じた主な要因といたしましては、震災廃棄物焼却施設で大量に使用していただいたこと等により給水収益が増加したことと、いちご団地の整備、西木倉災害公営住宅の新築、民間アパートの新築増に伴い加入金収入の大幅な増加が主なものであります。

なお、当年度の純利益 1 億 6,532 万 3,878 円と前年度より繰り越しております繰越利益剰余金 4,843 万 5,541 円とを合わせた当年度の未処分利益剰余金につきましては、2 億 1,375 万 9,419 円となりますが、うち 3,000 万円を減債積立金、1 億 5,000 万円を建設改良積立金にそれぞれに積み立て、残りの 3,375 万 9,419 円を翌年度に繰り越したいと考えております。

次に、給水原価であります。今年度の 1 立方メートル当たりの給水原価は、前年度より 6 円 60 銭減の 222 円 39 銭で、これに対して供給単価は、前年度より 0 円 39 銭減の 234 円 78 銭になっております。したがいまして、給水原価から供給原価を差し引くと、1 立方メートル当たり 12 円 39 銭の収益が生じたこととなります。

なお、剰余金計算書については決算書に記載のとおりでありますので省略いたします。

次に、財政状況であります。貸借対照表で明らかなおと、資産合計 63 億

2,699万3,357円で、これは、昭和41年の水道事業創設以来今日まで蓄積した総資産であり、その源泉については負債、資本に示しているとおりであります。

次に、建設改良費であります。本年度は、一般配水管工事10件、設備更新工事4件、消火栓2基を設置、施工しており、また受託工事については、企画財政課から企業誘致に伴う配水管布設工事の受託を2件受け、施工しました。さらには、配水管等漏水修理33カ所、田沢浄水場受電設備更新工事等の修繕工事2件を行い、水道水の安定供給に万全を期した次第であります。

今後は、東日本大震災により被災した水管施設の復旧・復興に多大な費用を要する一方、給水人口の減少等により給水収入の減少が懸念されますが、長期計画の展望に立ち、さらなる経費の節減等経営の効率化を図り、地震、災害などに強いライフラインの構築及び水圧不足の解消等に努め、より一層安全で安定した良質な水道水の供給を目指し努力してまいり所存であります。

以上で概要説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（安細隆之君） 上下水道課長の説明が終わりました。

当局からの説明が終わりましたので、これに対し監査委員から監査結果の報告を求めます。代表監査委員、登壇。

〔代表監査委員 齋藤 功君 登壇〕

代表監査委員（齋藤 功君） 監査委員を代表して、私から平成25年度の決算審査の結果についてご報告申し上げます。

地方自治法、地方公営企業法及び財政健全化法の規定により、審査に付された平成25年度互理町一般会計及び各種特別会計の歳入歳出決算、基金の運用状況を示す書類、水道事業会計の決算及び財政健全化法による審査を実施いたしました。

決算審査の内容については、決算審査意見書に記載しましたので、この決算審査意見書に基づいて審査結果の概要を報告いたします。

まず1ページでございますが、1ページには、審査の対象となった一般会計と8つの特別会計、基金については18の基金名を記載しております。

2ページには、審査の期間、審査の方法、審査の結果を記載しております。

3ページは、決算の総括として一般会計と8つの特別会計の合計決算額を記載しております。予算現額は658億9,634万4,256円に対して、歳入額は647億9,343万

8,559円、歳出額は578億2,477万6,831円、差引額は69億6,866万1,728円となっております。歳入額は対前年度比74.35%、歳出額は対前年度比で74%となっております。

各会計の歳入・歳出決算状況については、5ページをお開き願います。

5ページの表の(1)歳入の概況は、一般会計と8つの特別会計の予算現額、調定額、収入済額等を集計したものであります。

中ほどの不納欠損額については、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の合計で2,908万8,417円となっております。前年度に比べると2,094万3,344円減少しております。

収入未済額は、合計で10億9,741万8,306円となっており、前年度に比べると2億1,769万841円減少しております。

予算額に対する収入割合は98.33%、調定額に対する収入割合は98.29%となっております。

下の表の(2)歳出の概況では、予算現額に対する執行率は87.75%で、不用額は総額で22億2,803万4,680円となっております。

次、6ページからは一般会計の歳入歳出決算であります。6ページの下の方の表のとおり決算額は前年度に比べて減少となっております。

7ページには、一般会計決算収支の3年間の推移を記載しております。

歳入の各款別の内訳につきましては、9ページをお開き願います。9ページの①の歳入の総括表をお開き願います。

この表の中央の列の収入済額Cの欄で金額が多いのが、13款国庫支出金、14款県支出金、17款繰入金、18款繰越金で主に震災復興関連で、これらを合計しますと全体の77.1%を占めております。歳入合計額は、下から3行目の536億8,051万7,871円で、前年度に比べて230億7,092万8,293円減少しております。不納欠損額は町税と11款の分担金及び負担金、19款の諸収入で、合計額は1,428万4,459円となっております。右端の収入未済額は5億2,484万6,993円で、前年度より減少しております。

10ページは、款別歳入決算状況の対前年度比較表であります。

11ページからは、各款ごとに概要を記載しております。

16ページにまいります。

(2) 歳出の決算状況であります。中ほどの前年度比較表にあるとおり前年度に比べて減少しておりますが、翌年度繰越額は前年度に引き続き多額になっております。

下のほうから17ページにかけては繰越明許費繰越計算書、下のほうには事故繰越し繰越計算書を記載しております。

18ページをお開き願います。

歳出の総括表であります。歳出の合計額はBの欄の下から3行目、472億7,975万5,742円となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費と事故繰越となっております。括弧書きは翌年度に繰り越すべき財源となっております。

次に、19ページにまいります。

款別の歳出決算前年度比較表であります。下のほうから21ページまでは、各款ごとの概要を記載しておりますので、22ページにまいります。

22ページは、地方債の現在高の状況であります。

一般会計の地方債につきましては、事業債等の償還がありましたが、3番目の公営住宅建設事業債と9番目の都道府県貸付金、17番目臨時財政対策債の発行があり、差し引きでは年度末残高は前年度に比べて増加しております。地方交付税の振替債である臨時財政対策債の現在高が全体の52.17%を占めております。

22ページの下国民健康保険特別会計は、償還がありましたので前年度に比べて減少しております。

23ページ、公共下水道特別会計の年度末現在高は、前年度に比べて減少しております。2番目のわたり温泉島の海特別会計は、一括繰り上げ償還により残高はゼロ円となっております。工業用地等造成事業特別会計は減少しております。水道事業会計も、前年度に比べて残高は減少しております。地方債の年度末の現在高は、合計で228億4,995万384円で、前年度に比べて13億円ほど減少しております。

24ページは、一般会計から他会計への繰出金の状況であります。

25ページは、負担金の状況であります。前の繰出金と合計しますと前年度に比べて増加しております。

次に、26ページから36ページまでは8つの特別会計の歳入歳出決算状況を前年度と比較できるように24年度と25年度の2年分を記載しておりますので、後ほどごらん願います。

37ページにまいります。

37ページは、実質収支に関する調書であります。一般会計と特別会計との合計額を記載しておりますが、実質収支額は合計で17億7,559万9,484円となっております。(2)の財政の構造であります。一般会計の財源の構成状況では、一般財源と特定財源の構成割合は32.2対67.8となっております。自主財源と依存財源の構成割合は44.3対55.7となっております。

次、38ページは、歳出の性質別構成の3カ年の推移表であります。表の中ほどの投資的経費が大幅な増加で、構成比は全体の69.3%になっております。

39ページ、財政分析主要指数の推移であります。普通会計における財務比率と財政健全化法による健全化判断比率を3年分並べて書いてあります。この財政分析は、財政収支の均衡は保たれているか、財政構造の弾力性はどうか、総合的な財政状況を数値であらわしているものであります。

①の経常収支比率は、経常的な一般財源がどのくらいの割合で人件費、扶助費、公債費などの経常的経費に充てられているかを数値としてあらわしているもので、財政構造の弾力性を見る基準となっております。平成25年度の経常収支比率は、85.0で前年度に比べて1.6ポイント改善されております。

②の連結実質赤字比率は、赤字ではありません。

③の実質公債費比率は9.6。

④の将来負担比率は、計算上マイナスになりましたので、表示はありません。

⑤の積立金現在高比率は387.7%。

⑥の地方債現在高比率は137.5%となっております。

この表の右側に財政指標の欄が2つありますが、1つは県の市町村課が県下の市町村の決算統計の数値を毎年集計して、6種類の比率をそれぞれ4段階に分類してレーダーチャートで公表しているものであります。もう一つは、財政指標と財政健全化法による早期健全化基準であります。この表の①から⑥までの比率は、いずれも亘理町はレベル4となっておりますので、指数上の財政状況はよいということになります。表の下に亘理町の24年度と25年度のレーダーチャートを作成しておりますが、24年度分については、県の市町村課が本年の3月に公表したのから写したものであります。25年度分はまだ県で公表しておりませんので、参考までに24年度の段階の4段階の数値で作成したものであります。県が公表した前年度の市町村財

政のレーダーチャートでは、レベル4で正六角形の健全エリア内になっているのは、県下35市町村のうち女川町、松島町、亶理町の3町のみとなっております。

39ページの下から40ページにかけては、各比率の概要を記載しておりますので、ごらんいただきます。

41ページにまいります。

41ページは、一般会計と特別会計の歳入歳出決算総括表であります。この表は、決算収支の内容と実質収支、実質単年度収支までを一覧表にし、全体の決算収支の状況が把握できるように作成したものであります。この表は、特別会計への繰出金等を控除しない決算書の数値のままで作成しておりますので、ご了承願います。

42ページにまいります。

42ページは、財産に関する調書ですが、土地の増は震災による危険区域の土地の買入れと災害公営住宅地の買入れによる増加、それから建物の増はいちご団地の鉄骨ハウスとミニライスセンターの建設で増加したものであります。

43ページの(4)、出資による権利は、4、社団法人宮城県漁業無線公社出資金20万円の減は公社の解散によるもので、精算の結果、10万7,364円配当されましたが、残りの9万2,636円は権利放棄しております。11番の財団法人七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団出捐金200万円の減は、財団の解散により財団から全額七ヶ宿町へ寄附されております。16番、財団法人宮城県下水道公社出捐金80万円の減は、公社精算により全額返還されております。出資による権利の年度末現在高は、4,800万1,000円となっております。

次、44ページの基金の運用状況であります。年度末現在高は283億8,597万7,000円で、前年度に比べて83億6,562万2,000円減少しております。基金の運用状況は、利子収入866万2,000円となっております。

47ページには、むすびとして平成25年度の一般会計並びに特別会計の決算審査の概要を記載しておりますが、総括しますと、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び基金の運用状況は、いずれも関係法令に基づいて作成され、計数も諸帳簿と正確に符合しており、予算の執行についても有効適正に執行されているものと認められました。また、各会計の事務並びに会計処理、財産管理及び決算処理においても適正、正確であると認められました。

次に、色紙のところの水道事業にまいります。

水道事業の決算審査の結果についてご報告申し上げます。

1 ページをめくっていただきます。

1 ページには、審査の対象、審査の期間、審査の方法、審査の結果について記載しております。

2 ページには、予算の執行状況として（1）収益的収入及び支出、それから3 ページには（2）資本的収入及び支出の予算決算の内容をそれぞれ税込みの金額で記載しております。

4 ページの経営の成績につきましては、13ページにある損益計算書をもとに作成しておりますが、収益、費用ともに前年度に比べて増加しており、差引純利益は1億6,532万3,878円の黒字となっていることを記載しております。

5 ページの財政の状況であります、（4）財務比率表にあるとおり、安全性を見る流動比率、自己資本構成比率、財政的バランスを見る固定資産長期適合率などの財務比率はいずれも経営指標を満たしており、健全性は確保されております。

6 ページは、企業債と固定資産の明細であります。

7 ページは、資本剰余金・利益剰余金の明細を記載しております。中ほどから8 ページにかけては、むすびとして決算審査の概要を記載しております。

なお、9 ページには業務の実績表、10ページには業務分析表、11ページは収益的収支と資本的収支の予算決算比較対照表、12ページには比較貸借対照表、13ページには比較損益計算書をそれぞれ前年度と比較できるように2年分並べて記載しております。

平成25年度の決算収支の13ページの損益計算書にあるとおり、右側の貸方収益計から左側の借方費用計を差し引いた当年度純利益は、右側の貸方の下にあるように純利益は1億6,532万3,878円の黒字となっております。それに前年度の繰越利益剰余金4,843万5,541円をプラスした当年度の未処分利益剰余金は、2億1,375万9,419円となっております。

次に、めくっていただきまして、財政健全化法による審査意見であります。

色紙をめくっていただきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による審査については、次の1ページの第3、審査の概要として、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を行いました。

審査の結果については、2ページの財政健全化判断比率表にあるとおり、法に基づく4指標のうち①の実質赤字比率と②の連結実質赤字比率は、実質収支が黒字であるため赤字比率としては表示できないものでありますので、表にあるとおり横棒表示としてあります。前年度に引き続いて、赤字ではないということであります。③の実質公債費比率は9.6で、早期健全化基準の25.0%以内となっておりますが、④の将来負担比率については、計算上マイナスになっておりますので横棒表示とし、早期健全化基準の350.0%以内となっております。

3ページの2、資金不足比率については、法非適用企業である公共下水道事業特別会計、わたり温泉鳥の海特別会計、工業用地等造成事業特別会計は、審査の結果いずれも実質収支が黒字であり、資金不足は発生していないので、経営健全化基準の20%と比較すると良好な状態にあると認められます。また、審査に付された財政健全化比率、資金不足比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

4ページには、各比率の計算式を記載しましたのでお目通し願います。

次に、水道事業会計の資金不足比率の審査であります。法適用企業の水道事業会計の経営健全化審査は、資金不足比率で経営状況の健全化を判断することになっております。

2枚めくっていただいて、2ページの資金不足比率の表のとおり、横棒表示で資金不足ではないということを示しております。

3ページの水道事業の資金不足比率の計算では、実質流動比率は254.0%となっております。したがって、実質的な資金不足比率は計算書の一番下にあるとおり△印の58.53%となりますので、資金不足状態にはなく、経営健全化基準の20%と比較すると良好な状態にあると認められます。

審査の結果、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上で決算審査意見についての概要説明を終わりますが、総括として平成25年度の一般会計の決算状況は、歳入歳出ともに前年度を下回っておりますが、震災復興関連事業の影響で、震災前の決算規模と比較すると依然として多額になっております。今後においても、当面の間は震災からの復旧・復興が最優先に取り組まねばならない課題であり、多額の財源を必要とすることから、より一層の効率的な財政運

営に努め、自主財源の確保に努める必要があります。

震災後3年6カ月になりますが、震災復興関連工事のおくれから繰越明許費繰越額、事故繰越額も多額になっております。繰越事業になっておりました長小、荒中の校舎災害復旧工事がこのたび完成を見たことは、大変喜ばしいことであるとともに地域住民にとっては心のよりどころであり、災害時の緊急避難場所としての役割が期待されます。また、災害公営住宅整備事業、防災集団移転事業の早期完成を目指して建設中ではありますが、仮設住宅暮らしの方々一日も早く入居され、窮屈な生活から解放され、安住の地で暮らせるよう切望するものであります。そして、今回の大津波の教訓を生かし、防潮堤や避難場所、避難道路の確保など防災減災対策を急ぐとともに、後世に誇れる安全で安心して住めるまちづくりの構築に尽力されるよう望みます。

結びになりますが、本町は本年度も多額の地方債、それから企業債及び償還利子など経常的経費があります。また、これからも他会計の繰出金、負担金など容易に縮減できない経常的支出がありますので、常にコスト意識を持って経費の節減に努め、今後とも町政の健全な発展と地域住民の福祉増進を図るため、財政の長期的な収支均衡確保に留意しながら、引き続き効率的な行財政の運営に努められるよう切望いたしまして、平成25年度の決算審査の結果の概要報告とさせていただきます。終わります。

議長（安細隆之君） 監査結果の報告が終わりました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。休憩。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより総括質疑に入ります。

総括質疑は、認定第1号から認定第10号までの10件について一括して行います。

通告者は、順次質疑を許します。

16番鞠子幸則議員、登壇。

〔16番 鞠子幸則君 登壇〕

16番（鞠子幸則君） 16番鞠子幸則です。私は、3つについて総括質疑を行いますので、

答弁よろしくお願ひいたします。

まず1つ目は、一般会計の地方交付税、国庫支出金、県支出金についてであります。25年度決算で、地方交付税前年度比32億7,182万4,000円の減、国庫支出金で前年度比157億5,420万円の減、県支出金で前年度比107億8,816万4,000円の減となっております。それぞれなぜ減少したのか答弁お願ひいたします。

2つ目、一般会計の繰越明許費繰越、事故繰越し繰越について質問いたします。25年度決算で繰越明許費繰越で翌年度繰越額が48億6,341万2,000円、事故繰越し繰越で翌年度繰越額が5億3,534万3,000円となっております。それぞれなぜ翌年度に繰り越しせざるを得なかったのか、答弁お願ひいたします。

3つ目、不納欠損処理額についてであります。一般会計の町税で1,366万3,000円、負担金で58万1,000円、諸収入で4万円、国民健康保険税で1,296万円、介護保険料で161万円、後期高齢者医療保険料で23万4,000円となっております。どう理由で不納欠損処理をしたのか、答弁お願ひいたします。

以上お願ひいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、まず1点目の一般会計の地方交付税、国庫支出金、県支出金について答弁したいと思います。

平成25年度の一般会計歳入決算額は、536億8,051万8,000円で前年度比230億7,092万8,000円の減となりましたが、これは鞠子議員のおっしゃるとおり地方交付税、国庫支出金、県支出金、3費目の減によるところが大きいものであります。それぞれの費目ごとと見てみますと、地方交付税におきましては普通交付税が町税と基準財政収入額の増に伴い1億89万4,000円減少したほか、震災復興特別交付税において31億7,948万4,000円の大幅な減となっております。震災復興特別交付税減額の内訳としましては、直轄・補助事業に係る地方負担額、平成23年から25年度の予算分ですが、の項目において14億3,126万2,000円の減となっており、その要因としましては、いちご団地造成事業を初めとする被災地域農業復興総合支援事業費が大幅に減少したためであります。

いちご団地造成事業につきましては、平成25年度の決算額は前年度より増加しておりますが、そのほとんどが繰越事業であり、翌年度に繰り越した事業費は、前年度の算定に含まれることから大幅な減となったものであります。

また、現年災の項目においては12億2,181万5,000円減少しておりますが、これは総務省において算出した概算の災害復旧事業費及び罹災世帯数等に基づき交付されるものであり、罹災世帯数等がほぼ確定したことなどから平成25年度分の算定額大きく減少したものであります。

国庫支出金につきましては、それぞれの科目において増減はありますが、東日本大震災復興交付金が168億3,904万4,000円減少したことが主な要因であります。これは、災害公営住宅整備事業や防災集団移転促進事業、避難道路新設・整備事業といった大規模な事業費が平成24年度において交付済みであるためです。

県支出金につきましても、国庫支出金同様、それぞれの科目で増減はありますが、東日本大震災復興交付金の間接補助であります被災地域農業復興総合支援事業交付金が84億2,681万3,000円減少したことが主な要因であります。これにつきましても、いちご団地造成事業やいちご選果場整備事業といった農業関係における大規模事業分が平成24年度でほぼ交付済みであるためであります。

また、平成24年度末に津波被災住宅再建支援分として交付決定を受けた東日本大震災復興基金交付金39億4,000万円につきまして、平成24年度にその8割が交付され、25年度に残りの2割が交付された結果、23億6,400万円の減となったことも一因となっております。

続いて、2点目の一般会計の繰越明許費繰越、事故繰越について答弁申し上げます。

平成25年度一般会計における翌年度繰越につきましては、繰越明許費に係るものが32事業、48億6,341万2,000円、事故繰越に係るものが9事業、5億3,534万4,000円で、合計41事業、53億9,875万6,000円となっております。前年度と比較しますと33億9,240万9,000円の減となりましたが、以前として非常に多額な状況であり、そのほとんどが震災関連事業であります。

繰越理由としましては事業ごとにそれぞれであります。災害公営住宅整備事業及び防災集団移転促進事業につきましては、資材不足及び大雪等の天候不良、さらには設計変更等により事業の進捗状況におくれが生じたためであります。避難道路新設・整備事業につきましては、主に用地取得において関係地権者等との調整に時間を要したことから翌年度へ繰り越すものであります。さらには、長瀨小学校及び荒浜中学校災害復旧工事におきましては、当初想定以上に地下水位が上昇したこと

により追加工事が必要となったため、工期の延長を余儀なくされたものであります。

以上が、繰越明許費に係る主な要因であります。

事故繰越につきましては、全てが平成24年度において明許繰越を行ったものであり、早期完了を図るべく積極的に事業を推進してまいりましたが、特に6事業を占める避難道路新設。整備事業におきましては、圃場整備実施等に伴う仙台地方振興事務所等関係機関との調整に不測の時間を要したことから、やむを得ず翌年度へ再繰越を行ったものであります。

3点目の不納欠損処理額については、各関係課長から答弁申し上げます。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） それでは、不納欠損処理額につきまして最初に税務課から町税及び国民健康保険税に係る不納欠損処分の理由についてお答えいたしたいと思っております。

不納欠損処分は、滞納整理事務の中で発生します滞納処分の結果でありまして、滞納者個々の実情を十分に把握いたしまして、関係法令の定めるところによりまして適正に実施いたしております。

不納欠損は、次の3つの事由により処理しております。

1つ目は、滞納処分により生活が困窮するおそれがある場合、法定納期限の翌日から5年間滞納処分を行使しないことで時効完成による消滅でございます。町税は全体の80.3%ほどで、国民健康保険税につきましては76.5%になっております。

2つ目ですが、滞納者が無財産で生活困窮、生活保護者の場合は、執行停止を行い3年が経過した場合です。町税は全体の6.2%でありまして、国民健康保険税は18.7%になっております。

3つ目ですが、滞納者が行方不明とか死亡、自己破産で、法人につきましては、会社倒産の場合は執行停止後3年を待たずに即時に欠損処理を行っております。町税は全体の13.5%ほどで、国民健康保険税は4.8%になっております。

以上です。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、健康推進課から後期高齢者医療保険料の不納欠損理由についてご説明いたします。

死亡された方5人、13件、4万600円、生活困窮者として7人、40件、15万7,100円、行方不明者1人、10件、3万6,400円で、合計13人、63件、23万4,100円となっているところでございます。これにつきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第160条に規定されている2年の時効を迎えた期別ものを不納欠損したものでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、福祉課関係について申し上げます。

58万1,000円の負担金につきましては、保育料でございます。これまで文書や面会等による督促を行っておりましたが、平成19年度未納分のうち4世帯5件分について25年度末で時効となることから不納欠損の処理を行ったものであります。4世帯の状況につきましては、支払いが困難な自己破産が3世帯、所在不明1世帯でございます。

次に、諸収入の4万円についてですが、母子福祉対策資金貸付金でございます。平成14年度に貸し付けした1件について、3万円の返済、何度かに分けてでございますが、その後滞り、転出後所在がわからないことから不納欠損の処理を行ったものであります。

介護保険料につきましては、滞納者に対し幾度となく納入の督促等を行っておりますが、介護保険法第200条に規定されている2年の時効を迎えた期別もの117名分について不納欠損処理を行っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず、繰越明許費繰越、事故繰越について、亶理町は繰り越した理由としていわゆる入札不調はあったのか。それが原因で繰り越せざるを得なかったのか、その点。

不納欠損額について何点か質問いたします。まず、一般会計。不納欠損の認定は、法律に基づいて行われるということが前提になっておりまして、不納欠損を出さないためには収入未済額を生じさせないということが大事であります。収入未済額がなければ、当然不納欠損額が出ないというふうになりますけれども、それで保育料について伺いますけれども、亶理町の保育料徴収規則の第3条、これは保育料の減免を規定されております。これは、今まで適用されたことはあるのか

どうか。

もう1点。今諸収入で説明されましたけれども、母子寡婦福祉対策資金貸付なんですけれども、この条例を見ますと貸し付けは1口5万円、町長が決めた場合は7万円までが限度となっておりますけれども、貸し付けする場合は、その人は返済する能力があるかどうか、それをよく見きわめて貸し付けするし、いわゆる保証人が必要であります。今言われたんですけれども、このときにこの方について保証人はどうなっていたのか、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 1点目の入札不調関係でございますが、亙理町におきましては入札不調については1件もございませんでした。以上でございます。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） まず、保育料の関係でございますが、今まで3条関係の減免はあったのかということなんですが、私が来てからの関係では記憶がないんですが、ただ震災関係の減免はあったところでございます。

それから母子の貸付金でございますが、保証人については立てていただいています。それで、前に返済計画を出していただくんですが、その計画が守れない場合については保証人にも出すんですが、いずれも連絡がつかなくなった場合等については、今回の転出で行方不明になった場合等については不納欠損の処理をさせていただくという形でございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 収入未済額の努力ということでございますが、私ども納税相談につきましては、滞納者の方々の個々の実情に応じて対応いたしております。まず、滞納繰越分と現年度がある場合は、滞納繰越にならないように努力いたしまして現年度を最優先に納めていただいているということでございます。その間に納税相談の上に担税力の回復を待ちまして、納税環境を整えて滞納繰越分も納税を促しているということでございます。その中から実情を通しましてどうしても経済状況が改善しなかったり、生活がますます困窮し無財産の場合は、滞納処分の執行をここで3年間停止したりしまして、またお亡くなりになった場合や自己破産の場合に即時欠損するという形で、あるいは環境を整えるという滞納処分の技術的な側面がある

ということから鋭意努力いたしておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 最後ですけれども、国民健康保険税は短期保険証を発行されているわけなんですよね。1カ月、3カ月、6カ月でしたっけ。この短期保険証を発行する理由は、保険証を役場に取りに来てもらうときに、納税相談を行うというのが原則であります。ですから、そういうことを行うことと同時に国民健康保険税条例の保育料と同じですけれども、26条にも減免規定があるわけなんです。そういうことを考えると、必ずしも収入未済額、不納欠損額が生じない、少なくする可能性は私はあると思うんです。その点について。

あともう1点。介護保険料についても、同じく介護保険条例の9条に介護保険料の減免規定があるんです。こういうのを今までやったことがあるのか。以上、答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 国民健康保険税の短期証発行の際でございますが、証を発行するのは、私ども健康推進課の窓口に来場していただいております。その際につきましては、必ず税務課に出向きましたかと、納税相談をいたしましたかということをご確認の上で、していないということであれば税務課に出向いていただいているという状況でございます。それと、その際に減免をということではございますが、なかなか規定に見合う形の方でもないということで、今まで減免したことはございません。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 介護保険料の関係でございますが、このごろの記憶の中では9条関係についての減免は特段行っておりませんが、こちらについても、震災関係では減免をいたしました。以上でございます。

16番（鞠子幸則君） 終わります。

議長（安細隆之君） これをもって鞠子幸則議員の質疑を終結いたします。

次に、4番小野一雄議員、登壇。

〔4番 小野一雄君 登壇〕

4番（小野一雄君） 4番の小野一雄であります。私は、一般会計における不用額について総括質疑をいたします。

平成25年度決算におきまして、一般会計における不用額は19億1,900万円を超えております。対前年で約4億7,000万円の増額となっております。その主なものと及びその要因は何なのか。これについて質問いたします。

また、2点目は農林水産業費、災害復旧費について不用額が発生した理由をお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、お答えしたいと思います。1点目と2点目については、関連がございますので一括で回答させていただきたいと思っております。

平成25年度一般会計決算における不用額は、総額19億1,917万5,000円となっており、前年度と比較しますと4億7,145万6,000円増加しております。これを現年度分と繰越分に分けますと、現年度予算における不用額が11億2,763万6,000円、繰越予算における不用額が7億9,153万9,000円となっており、繰越予算不用額の占める割合は41.2%となっております。

現年度予算における事業であれば、多額の不用額が発生する場合には減額補正を行うところがございますが、繰越予算は原則として補正予算を組むことができないことから多額の不用額が発生したとして、そのまま決算を行うこととなります。

平成25年度不用額が対前年比で増加した理由としては、この繰越事業に係る不用額の増加、前年度比で1億5,989万2,000円の増、これがその一因であります。

また、不用額を款別にしますと、農林水産業費が10億9,435万円、災害復旧費が2億6,732万2,000円、土木費が1億8,360万8,000円、民生費が1億503万9,000円の順となっておりますが、その中でも不用額の大きい農林水産業費及び災害復旧費の主なものについて担当課よりご説明いたします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 平成24年度からの繰越予算といたしまして、いちご団地造成事業と花卉野菜団地造成事業が合わせまして約60億円で、うち不用額が約4億円となりますが、繰越予算は原則として補正予算を組むことができないことから繰越予算額自体も大きく、不測の事態で予算不足にならないための措置をとった結果でございます。

また、現年度予算分の不用額でいちご選果場整備事業と農業用機械施設整備事業が合わせて4億円となりますが、いちご選果場整備事業は、入札執行の請差による

もの、農業用機械施設整備事業も入札執行の請差によるものと一部の機械施設が本人の要望によりまして、次年度以降の導入に変更されたことが主な要因になります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、都市建設課の所管についてでございますけれども、災害復旧費の不用額が2億872万3,000円で、これにつきましては、鳥の海公園の遊具広場、芝生広場及び築港公園において災害危険区域内の土地利用計画が定まっていないことから、事業が執行できなかったことが主な理由でございます。

また、道路新設改良費では1,811万1,000円、街路事業費は1,000万円、復興事業費では4,675万7,000円の不用額となっておりますが、これらにつきましては、請負契約による請差、差額でございます。差額と事業費確定による差額が生じたものでございます。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（鈴木邦彦君） 学務課関連の災害復旧費の不用額4,594万2,600円について、ご説明いたします。

主なものが、逢隈小学校の校舎、プールサイドの補修関係で4,398万950円であります。当初予算におきましては、被害箇所の詳細状況が把握し切れないこともありまして、実施設計ができなかったことで被害状況を鑑みて概算予算を計上しておりました。工事契約を行うまでには実施設計ができたのですが、その後変更契約も生じたことから、最終変更契約は平成26年2月28日ということで3月補正には間に合わなかったもので、不用額として計上したものでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 予算執行するに当たっては、必ず不用額は出るものだと私はもうそのように理解しております。先ほどの前任者の答弁にもありましたように、今回の決算において繰越事業が41事業、事故繰と合わせましてそういう53億円の決算額があったという答弁がありましたけれども、私は今当局の執行部の皆さんのお話を聞いておりますと、まだまだ計画段階において精査できるんじゃないのかなと思います。

1つには、会計年度の原則であります単年度決算、要するにその年の会計年度は歳入によって最初は賄うんだという基本原則があるわけではありますが、やっぱりこ

の辺をきちっと私は履行していただきたいと考えております。しかしながら、それだけでは職員間において例えば不用額は一生懸命職員の努力、あるいはそういった面において不用額を経費節減に努めてそういう不用額を生み出したと例えばそういうこともあるわけでありますから、例えばその辺の経費節減において浮かしたような事象はあったのかどうか。この25年度の決算において。なかなか見づらい部分があるかと思いますが、その辺あったら答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それで、予算等の節減というお話がありましたが、それについては今それぞれ各課で答弁申し上げましたが、各課においてそれぞれ予算執行に当たっては節減に努めているという状況でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 今、25年度の決算を見て懸念されることがいっぱいあります。1つには、先ほどの監査委員の報告にもありましたけれども、本当に災害復旧事業が36%近く占めておるわけでありますけれども、この事業が果たして履行されるのかどうかという心配がある。町民も、計画は出てくるんでありますけれども、なかなか例えば避難道路においてしかり、あるいは防潮堤は今進めておりますけれども、何ととっても避難道路です。こういった防災施設整備事業について本当にどうかと。あるいは、また農家の方々においては、圃場整備を今着手しておりますけれども、部分によってはなかなか未着工といいますか取り組めない状況にある箇所もあります。したがって、本当にどうなんだと。やるのかどうかという問題があります。そういった部分を考えて、この25年度の決算を踏まえて新たな26年度に向けての意気込み、その辺を最後にお聞きをして私の答弁を終わりたいと思いますが、その辺の答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今のお話でございますが、先ほどもお話ししましたようにそれぞれ担当課で26年度も引き続き経費節減も当然ですが、早期完成を各事業目指しまして努力しておりますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

4 番（小野一雄君） 終わります。

議長（安細隆之君） これをもって小野一雄議員の質疑を終結いたします。

次に、2番高野孝一議員、登壇。

〔2番 高野孝一君 登壇〕

2番（高野孝一君） 2番の高野孝一です。

25年3月定例会におきまして、25年度の町政に取り組む所信の一端と施策について説明を受けました。その中から次の2点についてお伺いいたします。

まず初め1点目。農地や産業の再生を含め将来にわたる夢と希望の持てる「新生亶理」に向け先進的なまちづくりに取り組むとのことでありました。いちご団地造成事業及び花卉野菜団地造成事業は、農地や産業の再生という面においてどのような成果があったかお伺いいたします。被災し再開した農家数なども含めて。

また、被災農家経営再開支援事業、復興農家組合ですけれども、それはどのような成果があったか伺います。

2点目、地域資源を活用した6次産業化を進める中で、効率的で安定的な農業経営ができるように努めるとしておりますが、決算の中にはこれに関すると思われる事業が見当たらないので、実施状況を伺います。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） それでは、お答えをいたします。

いちご団地造成事業と花卉野菜団地造成事業におきましては、入植者はいちご団地99軒、それから花卉野菜団地5軒で、合わせて104軒の農家でございます。ハウス建設以前に一部ではありますが、わずかな面積で営業再開された農家はおりますが、ハウス建設に104軒の農家が本格的な営農を再開したと考えております。104軒の農家の栽培面積を震災前後で比較いたしますと、交付金事業の要件に関係しますが、震災前で約30ヘクタール、震災後で約24ヘクタールになります。また、花卉野菜については面積が小さいので比較になりませんが、亶理町全体のイチゴの販売高につきましては、震災前で約20億円、震災後は約4億6,000万円、それからハウス建設後の昨年度は約16億円まで回復をしております。

それから、被災農家経営再開支援事業は、被災農家が農地復旧等の一翼を担う事業で、県主体の農地復旧事業の重機では入っていけない、取り切れないれきの撤去や、除塩工事直前の農地の草刈りを被災農家に実施してもらい、その結果として被災農家が実施することによりまして、丁寧な処理をすることによりまして次の工事に有効に活用され、農地復旧事業や除塩工事が比較的スムーズに進んだと考えております。

また、被災農家にとっては、被災直後の被災農家同士のコミュニケーションの場、それから情報交換等の場として、さらに本格的営農再開までの所得確保の部分で支援できたものと考えております。以上でございます。

それから、2点目の6次産業化についてのご質問でございますが、農業の6次化につきましては、推進主体が国や県になって予算化しておりまして、市町村では直接予算を必要とすることが少なく、町といたしましては国、県と6次化希望者の中間的な立場で現実的な相談を受けまして、よりよい方向に進めていくことが大きな役割と考えております。現在、町の農業6次化につきましては、小規模の農産加工販売が中心となっておりますが、町が農産加工推進協議会の事務局を持ち、農業関係機関と連携して支援しております。

また、企業的な取り組みといたしましては、株式会社亙理ファームの野菜の加工、亙理おらほのいちご生産組合のイチゴの加工、株式会社グランパの野菜の加工など、6次化について施設の準備や補助事業の活用などの具体的な相談を受けておりまして、現在進行形でございます。

なお、農業生産法人マイファーム宮城亙理農場からもトマトの加工に取り組むなどの話を聞いておりますが、今後具体的な相談があれば実現に向けて善処していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） その大型鉄骨ハウスは、まずその方たちは震災でハウスが全壊しまして、将来の農業再建に絶望的な感を抱いていた状況の中で、国からの復興支援で再開して2年ぶりの出荷ができて収入が確保できたと。これは大変うれしいことだと思うんですね。そこで、先ほど再開した面積なども含めての説明がありましたけれども、やはり亙理のイチゴは宮城ブランドとして位置づけられて、仙台いちごということで全国の市場に発信しているわけですが、やっぱり震災前の20トンに近くなるような取り組みをこれからはなくてはならないと思うんですね。そうすればこれまでの農家の所得も当然上がるということを考えており、そういうことだと思うんですね。

それで、例えば去年16トンということだったんですけれども、「16億円」の声あり）16億円。済みません。16億円ということだったんですけれども、それが上が

れば当然農業所得も上がるわけですけれども、ちなみに25年度のイチゴ農家の方の所得というのは、震災前だとこのぐらいで、25年は大型ハウスでこのぐらいという数字が説明できるかどうか。それをお願いいたします。

それと、被災者農家支援ですけれども、これは農業収入が途絶えている農業者には、工事作業に雇用されるということで所得が確保されると。所得とその畑の再生という2つの再生の面で目的があったということですから、25年度で回復した農地面積並びに活動に参加した人数と1年間の延べ人数、それとちょっとこの辺はどうかわかりませんが、やはり生活の糧としているわけですから、その方たちの所得、どのぐらいになったのか平均的な数字と一番多かった人の金額、一番少なかった人の金額、4番目に大型ハウスの復興以外で営農再開した農家の数を教えてください。

地域資源なんですけれども、ちょっと今の話を聞きますと何か町とすれば積極的に取り組んでいないのかなと思います。やはりこれから効率的で安定的な農業経営ということなので、もう少し町で、国がやるんだ、県がやるんだじゃなくて、もう少し積極的に取り組んでいただきたいと気持ちがあるんですけれども、その辺の取り組みの気持ちを3項目で答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） まず、1点目の生産収穫量、所得になりますが、従来のパイプハウスによります収穫につきましては、10アール当たり平均で3.7トン、今回イチゴ団地の収穫量を見ますと、これは平均でございますが、4.2トン、多い方では5トンとかそれ以上とっている方もいるという話を聞いております。それで、値段は1キロ当たり1,000円ということでございますので、それから1箱にすると1,600円ぐらいだったのかなという感じでございます。

2点目になりますか、復興組合関係であります。平成23年から実施しております、23年につきましては2,300人ほどの組合員がおりまして行っておりまして、26年度につきましては556名、活動面積につきましては315ヘクタールということで今現在活動しておるところでございます。その方々の賃金でございますが、草刈りをされる方につきましては1時間1,400円、機械を持ち込まれる方にはその分の上乗せをして支給するというところでございます。その他のれき拾いとかそういった方については、1時間1,200円ということでございます。1日8時間で、午前8時に

集合いたしまして、午後5時に解散ということになりますが、最初と最後の30分につきましては、作業内容の確認といろいろな情報交換ということで、実質の作業時間は7時間ということでございます。先ほどの草刈り賃金が7時間で1万1,000円、それからごみ処理等については9,600円ということでございます。個人の収入のことについては把握していませんので、このような報酬で行っていたということでございます。

それから、6次化の推進につきましては、これから町といたしましても推進していきたいと思っております。特に、ことしから来年の収穫を目指しまして亙理おらほのいちご生産組合という方々が7名の組合員で活動しておりまして、国からの補助、それから町からのかさ上げ補助ということで補助を受けまして、今現在進んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 被災農家支援事業なんですけれども、この事業に携わっている方が将来的には営農を再開するという方と多分位置づけられていると思うんですけれども、そういう認識でよいのかどうかお伺いいたします。

6次産業化ですけれども、これは全体的に言えるんですけれども、6次産業化、何で6次かというと1足す2足す3と言う人もいるし、1掛ける2掛ける3という捉え方もあります。1次産業農業、これがゼロになりますとゼロ掛ける2掛ける3でゼロになっちゃうんですね。ですから、農業そのものをしっかり政策をしていって、町もできる範囲でやることによって、6次産業化が成功するという基礎的な部分ですので、ぜひ農業そのものの後継者、特に今回米の買い上げ価格も8,400円という大変厳しい中で、本当にこれから若い人、新規就農者も含めて将来の展望がなかなかないということにおいて、まだ町でできることは当然あると思うので、その辺も含めてどう考えているのか。その2点お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 復興組合の年齢層になりますが、主に50代から70代ということでございました。その中には、20代から30代の方もおりまして、またその中に80代の方もいらっしゃるということが実情でございますが、この要件につきましては、農業に従事をしていただいた方が組合員ということでございますので、町といたしま

しても、この方々が農地が復旧することによって営農を再開するのかなと考えてございます。

6次化の問題につきましても、先ほども言いましたが、町といたしましてもそういう方々がいれば国、県と連携をとりながら推進していきたいと思っておりますし、それから後継者問題につきましても力を入れて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2 番（高野孝一君） 終わります。

議長（安細隆之君） 以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第10号までの10件については、本町議会の先例により、議長及び議会選出監査委員を除く16人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第10号までの10件については、議長及び議会選出監査委員を除く16人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

次に、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、先日開催の議会運営委員会並びに全員協議会で事前協議し了承された委員を選任したいと思います。

委員長に鞠子幸則委員、副委員長に佐藤アヤ委員を選任することについて、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任について、委員長に鞠子幸則委員、副委員長に佐藤アヤ委員を選任することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の規定による権限を委任いたします。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました認定第1号から認定第10号まで

の10件については、会議規則第45条の規定により、9月18日までに審査を終えるよう、期限をつけることにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第10号までの10件については、9月18日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

9月12日から決算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

なお、決算審査特別委員会につきまして、説明員の人数が多く部屋も暑くなることが予想されるため、説明員の上着着用なしでの入場を許可いたしたいと思ひます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 0時06分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 鞠子 幸則

署名議員 佐藤 實